

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

令和3年4月1日から、常時雇用する労働者数が301人以上の企業において、正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されました。

中途採用比率の公表は、労働者と主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的としています。

	2021年度	2020年度	2019年度
正規雇用労働者の中途採用比率	100%	100%	100%

2021年11月15日

株式会社新栄ビルサービス